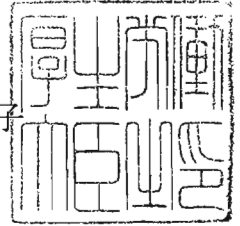




厚生労働省発食安0516第6号
平成24年5月16日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



食品健康影響評価について

農薬アルドリン及びディルドリンについては、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、平成22年12月10日付け厚生労働省発食安1210第4号により、貴委員会に対し下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について依頼しているところですが、同依頼の内容は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1食品の部A食品一般の成分規格の項6に規定する基準値についての見直しに係るものも含むものであったことから、依頼の根拠条文を同法24条第1項第1号及び第2項に変更します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること。

アルドリン及びディルドリン

